

景品表示法検討会

第7回 議事録

消費者庁

景品表示法検討会事務局

第7回 景品表示法検討会

1. 日 時：令和4年10月5日（水） 10：00～11：57

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題：

- ・日本弁護士連合会からのヒアリング
- ・佐藤 吾郎 岡山大学大学院法務研究科教授 からのヒアリング
- ・白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授 からのヒアリング

4. 出席者

（委員）中川委員（座長）、大屋委員、沖野委員、川村委員、白石委員、古川委員、増田委員

（消費者庁）真淵審議官、南表示対策課長、片岡消費者制度課企画官ほか

（オブザーバー）公正取引委員会、全国知事会、独立行政法人国民生活センター

（ヒアリング対象）日本弁護士連合会、佐藤吾郎岡山大学大学院法務研究科教授、白石忠志東京大学大学院法学政治学研究科教授

5. 配布資料

資料1 日本弁護士連合会 説明資料

資料2 佐藤吾郎岡山大学大学院法務研究科教授 説明資料

資料3 白石忠志東京大学大学院法学政治学研究科教授 説明資料

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第7回景品表示法検討会を開催いたします。

本日は、委員・オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしておりますので、まずは、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様の御名前を順番にお呼びします。画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

(各委員の接続状況を確認)

次に、本日御説明を頂く方々の接続状況を確認いたします。順番にお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

(説明者の接続状況を確認)

ありがとうございます。確認がとれました。

なお、本日は、小畑委員が所要により御欠席となっております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、オブザーバーの皆様は、マイクだけでなく、カメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと存じます。中川座長、この後の議事進行をよろしくをお願いいたします。

○中川座長 おはようございます、中川でございます。本日も御多忙のところ、各委員に御参集いただき、ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

まずは、本日使用する資料の確認をします。事務局からお願いします。

○事務局 本日の資料について確認をさせていただきます。

まず、「議事次第」がございまして、続きまして、

資料1は、日本弁護士連合会様から御提供いただいた資料になります。

資料2は、佐藤 吾郎 岡山大学大学院 法務研究科教授 から御提供いただいた資料でございます。

資料3は、白石 忠志 東京大学大学院 法学政治学研究科教授 から御提供い

いただいた資料でございます。

○中川座長 ありがとうございます。今回の検討会では、前回に引き続き、これまで議論してきました検討の方向性をより具体化するために、関係者等のヒアリングを実施していきたいと考えております。今回は、日本弁護士連合会様、岡山大学 佐藤 吾郎 教授、東京大学 白石 忠志 教授 にヒアリングを実施いたします。議事の進め方としましては、それぞれの御説明ごとに委員の皆様からの御質問等を頂戴する形としたいと思います。

それでは早速ですが、日本弁護士連合会の宮城様、井田様からの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○日本弁護士連合会 宮城でございます。それでは、私のほうから前半の説明をさせていただきます。今回頂戴したヒアリング項目に対し、特に重要と思われる部分について意見を述べさせていただきます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

今回の意見につきましては、従来、日弁連が公表しております景品表示法改正に関する意見書に基づいて説明したいと思いますけれども、その参考として、令和2年12月17日付の意見書を添付しております。ただ、今回の内容の中ではまだ検討中のこともございますし、従来公表している意見書の内容の範囲を出るものもございますので、基本的には当職限りの個人的見解と御理解いただければと思います。

まず、事業者の自主的な取り組みの促進ということで、確約手続の導入はどうかということでは、ヒアリング項目を頂戴しております。これについては、日弁連の、現在出ている意見としましては、まず検討すべきなのは、景表法9条の自主報告制度の拡張ということが考えられるのではないのでしょうか、ということをお願いしております。どういうことかと申しますと、その制度の内容としましては、消費者庁の調査開始前に、課徴金対象行為を行った事業者が自主的に一定の対応、たとえば違反事実の公表、自主返金措置、将来に向けた違反の疑いのある行為の取りやめや再犯防止策の策定などを行った場合には、措置命令及び課徴金納付命令を行わないこととする制度を検討すべきではないかと思っています。その理由ですが、現状、消費者庁サイト上の認定された返金措置の一覧にて

公表されているとおり、すでに制度が導入されてから、課徴金と自主返金が導入されてから6年ほどが経過しておりますが、実施例は合計4件に留まっています。したがって、不当表示をより早期に発見・抑止することと、被害を受けた消費者に、何がしかの救済を行うという自主返金制度の初期の目標が、いずれも達成されておらず、機能不全になっているのではないかと思います。

その原因ですが、自主返金実施によって課徴金納付命令が免除されても、措置命令のほうは残ってしまい、違反事業者にとって企業イメージ、信用回復の上で、あまり大きな意味がないのではないのか。それから、煩雑な返金手続実施に手間と費用をかけるよりも、一括して課徴金を支払ってしまったほうが経済的合理性に適うということではないかと考えています。

他方、現行、自主報告制度9条のほうですね。こちらでも消費者庁の年次報告などを拝見すると、利用件数が非常に少ないと、ほぼあまり利用されていないという状況も同様です。その理由についても、自主報告の制度が、課徴金納付額の半額免除に留まっていること、そもそも課徴金算定率が3%に留まっていること、結局、自主報告を行っても措置命令自体は課されるということから、こちらでも経済的メリットと企業のレピュテーションという面でもインセンティブが低いということが考えられるのではないかと。

いずれの現行制度にとっても、共通した特徴があるわけなのですけれども、これを思い切った改善の対応をとることが必要ではないかと思います。

他方、この自主報告制度の拡張を行うことによって、かえって不当表示規制の執行力が低下するということがあってはいけないということで、例えば、確信犯的に悪意の重過失で不当表示を行って、一般消費者を騙していたというような悪質性の高い事業者が、消費者庁の調査が入った時点で、即時に自主報告を行って、課徴金納付命令も措置命令も免れてしまうという状況は、不合理で容認することはできないということになろうかと思います。

したがって、この制度を利用して、課徴金納付命令・措置命令を免れることができるには、調査が入る前の段階で、自主報告を行った違反事業者に限定する、ということが必要ではないかと考えています。

また、この自主報告制度の拡張を行う場合には、従来の自主報告制度も存置す

るべきでありまして、なぜなら、違反事業者のすべてが、その業態によって自主返金を実施できる業者、実施できない業者があるわけで、そういった業者にも配慮するとすれば、現在の9条の制度も存置するということが前提になるかと思っています。それが一つ。

それからもう一つ、今回意見を求められております、確約手続を導入する場合、そちらを検討することになるということであれば、これについてはいくつか条件としてお考えいただきたいことがございます。

現行独禁法上の確約手続、48条の2から9ですが、こちらに類する制度を景表法に入れるとすれば、いくつかの条件が充たされることが必要であります。一つは、確約類似制度を導入すると同時に、現行課徴金算定率、対象商品・役務等の総売上高の3%、これを同時に引き上げるということが必要ではないかと考えます。同制度を適用する場面には、すべてについて導入するということ是不適切で、措置命令と課徴金納付命令では対応困難な事例、法執行に長期間を要する場合を含む、ですが、それに対して、適切かつ効果的な解決を導くことができる場合や、措置命令等によっては実現不可能な柔軟な解決策をとることによって、不当表示の排除および抑止が効果的に行われる場合であることが必要であります。そして柔軟な解決策の内容としては、被害回復が中核に据えられる必要があります。

それから、手続きとしましては、対象となった違反被疑事実、確約計画が詳細に公表されることが必要ではないか。かつ、それらについて、広く意見募集が行われる必要があるのではないかと考えております。

その理由について若干述べておきますと、確約制度を導入することによって執行力を強化するという利点は確かにあるだろうと考えられます。早期に、不当表示について、その発生・拡大を未然に防止するというメリットは確かにある。そして、現在のインターネット消費者取引の急速な拡大状況に鑑みれば、そのような、一刻も早く不当表示が是正されるという要請に鑑みれば、合理性があると考えます。

また、もう一つの利点としましては、ロ)のところですが、消費者被害回復に資する利点というのもございまして、現状、あまり動いていない自主返金制度を

確約計画の中で実施するという建付けにするならば、それによって、不当表示の被害者の救済が進むのではないのか、という利点はあるかと思います。

他方において、確約類似制度を導入した場合に、想定され得る弊害ないし注意点というものもございまして、独禁法上の確約手続において言われていることが、これは一種のブラックボックスであって、事業者の行為の詳細が解明されることなく、その違法性が明らかにされることなく、その確約措置の内容すら、詳細が明らかにされない問題があるのではないのか、ということが指摘されております。

それから、確約手続の場合、これを遵守しなかった事業者に対する制裁をどうするのか、という問題がありまして、独禁法上では、確約計画の途中で頓挫してしまったと、守らなかったと、あるいは実現できなかったという場合でも、それに対する制裁というものは存在しない。元のルートに戻るだけ、ということになっておりますので、景表法でそのようなことになると、そもそも迅速性を旨として類似制度を導入するということでありまして、それは本末転倒で、かえって遅くなってしまうということで、それはどうなのかということになりますので、確約計画を守らなかった業者に関しては、何らかのペナルティーを与えるというような事が必要ではないでしょうか。

それから、先程申し上げました、確約計画が適切に策定されるということのためには、広く内容が公表されるとともに意見募集を行うという事が必要と考えています。確約手続については以上のようなところです。

それから、ヒアリング項目として、返金処置を推進するにはどうしたらよいかといったところで、ポイント制の導入と言われていますが、それについては一つの方法として考えてよろしいのではないかと思います。ただ、その場合に用いられるポイントの種類としては、相当広範囲の事業者に共通して決済に利用されているプラットフォームのポイントでなければ不適切ではないかと。

○中川座長 宮城先生、先生の音声はこちらで聞こえなかったのです。どこかにしましうかね、確約の遵守がされなかった場合の制裁のお話に入った辺りの少しあとぐらいから再度御説明いただけませんかでしょうか。

○日本弁護士連合会 今は聞こえていますか。

○中川座長 こちらのせいかもしれません、今は大丈夫です。

では宮城先生、申し訳ございませんが、確約遵守されなかった場合辺りから、申し訳ございません、お願いいたします。

○日本弁護士連合会 申し上げることは簡単なことで、確約計画が守られなかった場合に、何もペナルティーがないということでは、かえって迅速性を旨として確約手続を景表法に導入したとしても本末転倒になると、かえって遅くなってしまうということがあってはいけないので、ペナルティーが必要だということをお願いしました。そこからよろしいでしょうか。

○中川座長 はい、お願いいたします。

○日本弁護士連合会 あとは、重要なこととしては、確約手続の対象範囲としては、何にでも使うと、すべての事案について使うということはもちろん不適切で、対象としては絞られる必要があるということで、その対象としては、措置命令と課徴金納付命令では対応困難な事例であるとか、適切かつ効果的な解決を導くことが確約手続に適している場合、柔軟な解決をすることによって不当表示の排除・抑止が効果的に行われる場合などに限定される、よく要件建てを考えなければいけないと、もちろん悪質なものには使ってはいけないのだということかと思います。

それから、返金措置の促進の話に行きます。返金方法のポイント制の導入については、それはよろしいかと思うのですが、それに使える可能なポイントとしては、広範囲な事業者に共通して用いられているものでなければいけないのではないのかということ。それから、ポイント制以外の自主返金活性化のための方策としては、現行の自主返金のハードルが高いから使われないということであれば、現行の手続要件、実施要件の緩和、それから、日弁連が従来から申し上げている代替寄附制度ということの導入を、資料としてつけました日弁連の意見書で述べておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

その他、違反行為に対する抑止力の強化ということで、ヒアリング項目に上がっておりますので、それについては、まずは、裾切りの規模基準の見直しということが考えられますし、それから、独禁法に類似して考えるならば、課徴金の算定期間の見直しと、推定規定を整備するということ。それから、グループ企業の

対応として、算定の基礎を見直しするとか、それから、繰り返し違反に対する割り増し算定率などについては、検討の価値があるのではないかと考えました。

それから、ダークパターンについて、ということが諮問事項にありました。このダークパターンですが、消費者が、インターネットサイトを通じて取引を行うに際し、気付かない間に誤解や錯覚に陥らされ、不利・不合理な判断、意思決定に誘導されてしまうというような、事業者サイトの悪質なウェブデザインと理解しておりますが、これらのことについては、新たな類型の指定告示事項として取り込むことが可能かどうかについて、一つ御検討いただきたいと考えております。ダークパターンというのは、一般的な理解としては、インターネット上の販売サイトによって、一般消費者を誤解させるような表示、あるいはシステムのつくりによって、不要・不利益な契約締結に引き込むパターンを指していると理解しています。そして特徴として、契約の申し込み自体は非常に簡単であるけれども、解約は非常に難しく、典型例としては、定期購入契約のようなサブスクリプションによって多用されるなどと言われています。

問題点としましては、一つ一つの表示・広告に際しては、商品・役務の内容それ自体に虚偽は述べていないのですけれども、販売サイトの表現や、あるいはサイト自体の仕組みによって、消費者の誤認・誤解を誘発しやすいような構造、認知バイアスの利用などが行われて、そのような問題ですので、従来の優良誤認表示・有利誤認表示の規制では及ぼすことが困難ということかと思えます。典型例をいくつか挙げておりますので、後ほど御覧いただければと思います。このような制度について、3号告示事項に取り込めないか、ということで御提案です。

それから、次に、打ち消し表示規制の明文化でございます。現行法上、消費者庁では、いわゆる「打ち消し表示」のガイドラインを公表されております。そして、優良誤認表示・有利誤認表示の中で、1号・2号の中で、打ち消し表示の問題は、その中で解決するということになっているかと思いますが、裁判例の中では、必ずしも消費者庁の解釈基準に沿った判断をしていないのではないかと、と思われるものもありますので、それについて、そのようなことが生じないように、1号・2号とは独立させて、打ち消し表示の規定を新たに設けてはどうか、という御提案であります。

それから、その他の問題として、「SDGs」や「消費者市民社会」ということの公益的観点から、それが動機となって、消費者が選択行動をするということがあると思うのですが、そのような公益的な観点からの選択情報について、それについて不当表示があると、そういったことも問題かと思われますので、新たな類型の指定、これも指定告示事項、3号指定告示事項の一内容として盛り込むことができないのかということについて、御検討いただければと思います。

あとの詳細は、今回のレジュメと日弁連の意見書をお読みいただければと思います。ありがとうございました。

○中川座長 続いて、井田先生からプレゼンテーション、よろしいでしょうか。

○日本弁護士連合会 では、私のほうからは、事前にいただいていたヒアリング項目のうち、2点につきましてお話をさせていただきたいと思います。まずは、被害回復という観点からの、適格消費者団体との連携ということについてでございます。この点につきましては、景品表示法に基づく処分に関して、行政庁が作成した書類を、特定適格消費者団体に提供することを可能とする制度、これを導入していただければと思っております。

皆様御承知のとおり、すでに消費者裁判手続特例法におきましては、特定商取引法や預託法に基づく処分に際して、行政庁が作成した書類について、特定適格消費者団体が提供を求めることができるというふうになっております。この制度の趣旨を、景品表示法にもぜひ広げていただきたいというふうに思っております。

被害回復の観点からは、特定適格消費者団体に対する新たな権限の付与ということを望むものでありますが、被害予防の、この際ですから、被害予防の観点から、適格消費者団体が、行政庁に対して情報提供を求めることができると、一定の要件のもとにですね。このような制度につきましても、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。差止請求権、適格消費者団体による差止請求権というのは、行政機関による執行ということだけではなくて、不当表示を排除する仕組みを複線化して、不当表示の速やかな排除と執行、抑止力の強化を図るという点では有用な制度だというふうに考えておりますので、ぜひ被害予防の観点からも御検討いただきたいというふうに思っています。これがまず一つ

です。

もう一つは、今後の検討の方向性ということにつきまして、不実証広告に関する民事訴訟における立証責任ということにつきまして、適格消費者団体による優良誤認表示の差止請求訴訟における立証責任を転換することについては、賛成でございます。この点は、すでに日本弁護士連合会の意見書、今回皆様に御配りいたしましたけれども、その点において、優良誤認表示の差止請求訴訟における立証責任の転換を提言させていただいております。

ただ、可能であればということではありますが、現在、行政庁が景品表示法に基づいて、優良誤認表示の処分をなすにあたっては、いわゆる不実証広告規定というのが存在します。この不実証広告規定の主旨を、いわゆる差止請求訴訟にも導入をしていただくと。具体的には、事業者から、差止請求訴訟において、事業者から合理的な資料の提出がなければ、訴訟において不当表示とみなすと。こういう制度の導入を御検討いただければというふうに思っておりますし、一定の要件のもと、適格消費者団体が、事業者に対して表示の裏付けとなる根拠の開示を要請すること、このような手続きを導入していただけるとよろしいかというふうに思います。

皆様御承知のとおり、適格消費者団体は、制度上、事業者に対して事前交渉、事前申し入れをなすことが義務付けられております。この際に、事業者側のほうから、例えば優良誤認表示の存否が問題になる事案において、事業者側が有する資料を御提供いただくということで、かえって紛争の迅速な解決に資するというような場面もあろうかというふうに思っておりますので、資料の提出義務を訴訟外でも認めると、事業者に対して。このあたりの制度も御検討をいただければというふうに思っておりますし、その際ということで、事業者に資料の提供義務を課す手続きを導入するにあたっては、適格消費者団体の要請に基づいて、例えば、一定の期間に資料の内容について分析などを行わせていただくという制度を設けるべきではないかと考えております。差止請求訴訟の実効性という観点というのと、現実には適格消費者団体が科学的分析などを行うというのは、なかなか難しいということもございますので、併せて御検討いただければというふうに思っております。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。それでは、意見交換に移りたいと思います。御発言を希望される委員の方は、挙手機能でお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。大屋委員でしょうか、よろしくお願いいたします。

○大屋委員 慶應義塾大学の大屋でございます、御説明ありがとうございます。井田先生に1点御質問させていただければと思います。中長期的な検討課題のところで、適格消費者団体が優良誤認表示について争う場合に、資料提出を求めることができる、すべきであるとか、あるいは出されたものについて、国民生活センター等が必要な分析等を行う制度を設けるべきだということを御提言いただいております。ただ、ある意味で、適格消費者団体と言えども、国の裁判制度の建前から言うと、一方当事者になり得る存在であって、それに対して、分析等について、国の機関が肩入れをするというようなふうに見えることが望ましいかどうかという問題があるかと思うのです。国の組織が動くときに、国の組織に協力を求めるというのであれば、ちょっと違っているだろうというふうに思う。もちろんおっしゃっているとおり、それでも費用がかかるのであって、適格消費者団体の財政的基盤が脆弱であることを考えたらちょっと厳しい、という御指摘は分かるのですけれども、それはむしろ、財政基盤を強化するような対策を消費者庁が頑張って補助金を出すとか、そういうことで解決するほうが筋としては良いのではないかというふうに私自身は思ったところなのですが、この点について、先生の御意見を伺えればと思います。以上です。

○日本弁護士連合会 大屋先生、御質問ありがとうございます。そうですね、課題として、まず、適格消費者団体が優良誤認表示に基づく差止をするのが、實際上、相当難しいということがございまして、その現状を打開するための一つの提案でございます。もちろん、大屋委員がおっしゃったような行き方ですね、予算で解決するというようなやり方もあるかと思います。御意見ありがとうございます。

○中川座長 他はいかがでしょうか。増田委員お願いします。

○増田委員 御報告ありがとうございます。確約手続のところでお伺いしたいと思います。消費者庁が調査に入る前などの条件をつけられたわけですが、悪質性のレベルというところから言うと、調査前であっても、非常に悪質

性が高いことが明らかというようなことも相談の中ではありますし、それから、事業者の規模によっては、返金可能性というところも判断基準になるのかなというふうに思うのですけれども、その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○日本弁護士連合会 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、要件建てをどうするかというところが非常に難しいと思っております。今のところ、日弁連でも、どうすべきかということは検討中のところで、現状としましては、今日、レジュメで出していただいたようなところしか検討できていなくて、これは、更なる実態を踏まえた上で、しかるべき検討会とか、そういったところでこういった構造が合理的なのか、要件の手続きにするのが合理的なのかということについては、具体的な検討が、詳細をなされることが今後必要かと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、私から一つお尋ねさせてください。これは、宮城先生への御質問になるかと思いますが、今日の御意見の最初のほうで、自主的な取り組みの、自主報告制度ですね、9条の拡張という御提案をいただきました。これは、調査開始前、どういう場合に措置命令および課徴金納付命令を行わないような制度を想定されているかという質問ですけれども、報告すれば良いだけなのかというところが疑問に思いました。措置命令も行わないのであれば、相当な改善策を自分で取っているというところまでないと、ただ報告しただけで措置命令を外してもらうというのはちょっと虫が良いのではないかと思ったのですけれども、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○日本弁護士連合会 ありがとうございます。その点につきましては、1ページの意見の主旨のところに書いたとおりでして、もちろん報告するだけではダメで、ここにも書きましたとおり、真ん中よりちょっと下の辺りですが、早期の違反行為の中止、違反事実の公表、自主返金措置、将来に向けた違反の疑いある行為の取り止めや、再発防止策の策定をすべて行った場合に、自主的に行った場合に、措置命令さえも出さないということにするということで、そう甘いことをするのではない、という認識であります。よろしくお願いします。

○中川座長 ありがとうございます。そうであると、現行法でもできそうな気が

するのです。行政処分的一般理論といいますか、すでに問題が解消しているので、処分権限発動しないというだけのことかなと思うのですけれども、やはり明文がないとそうならないという御理解なのでしょうか。

○日本弁護士連合会 どうなのでしょうね。それは消費者庁のほうの現状の運用がどうかと思われるのですが、しかし、不当表示として、やはりその要件に合致することが明らかで、かつ、その被害と言いますか、それが広く広がって、その問題が、広く消費者市場に広がっているという状況では、やはりそれを調査開始した以上は、それは措置命令に向かって進まざるを得ないのではないかと。その判断が微妙であるとか、それほど取り上げるほどの問題ではないというようなどときには、注意とか警告とかいうことで済ませている場合は、非常に多いと認識しておりますけれども、今申し上げましたのは、普通だったら措置命令に行くルートに当たるような事案について、その調査開始前に、こういう問題が見つかってしまいましたと。わりとまとめた事業者さんがうっかり、組織の末端がやってしまった、ということを報告したいという場合には、それなりの措置をとっていただければ、措置命令さえも課さないということが考えられるということでありまして、現行法では、私の理解では、そういった措置命令相当というような事案では、それが見つかってしまって、調査が開始されたとすれば、調査開始前ですね、そうそう警告とかで済ませるわけにはいかないのではないかと思っているのですが、それは現場のことがわかっていないからかもわかりません。私の理解としてはそんなところです。

○中川座長 ありがとうございます。その辺りはまた検討したいと思います。他いかがでしょうか。白石委員、お願いいたします。

○白石委員 ありがとうございます。私からはコメントだけでございます。一つは、今、御議論がありましたように、何らかの形で、確約制度の適用対象を絞ったほうが良いのではないかという方向での御提案は、大事なことだと思いますので、具体的にどうするかは別として、検討する余地がある、そういう意味で貴重な御提言をいただいたと思っております。

もう一つは、個別の事案において措置命令でなく確約制度のほうに進む場合に、消費者庁から公表される情報等が充分でなくなるのではないかという御懸

念について、私から一言コメントを申し上げておきたいと思います。

独占禁止法で確約制度が導入される前に、私も独占禁止法について同じようなことを申し上げたようなことがございます。それはそうなのですけれども、実際、独占禁止法の確約制度の運用が始まってみますと、公正取引委員会は、しっかりそういう点は公表、世の中への情報提示をされておられるのではないかと、いうふうに御見受けしています。排除措置命令書というものが、排除措置命令の場合には出るわけですが、これは通常5、6ページのもので、それと同等程度の情報が、確約認定の場合にも、確約認定の公表文の中で出ているように思います。

それから、担当審査官の方が、『公正取引』という雑誌でかなり詳細な解説を書いておられます。排除措置命令の場合は、争われたら、裁判でかなり詳しい情報が出てきますけれども、争われなかったら、その5、6ページの排除措置命令書で終わりなので、その意味では、情報は、確約制度が導入されたから減ったとは、私は、これまで何年か独占禁止法の確約制度の事例に対する研究を経験してきて減ったとは感じていないようなところです。

公正取引委員会の方は、そんなことは最初から分かっているつもりだったとおっしゃると思いますけれども、ともあれそういうことで、私も、導入前はそういう意見を申し上げていたのですけれども、今のところ、その点では、懸念する必要はないのではないかと考えています。もちろん景品表示法に導入されたら消費者庁からしっかり可能な限り情報提供していただくということは前提になりますけれども、そういう感想を持っております。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。独禁法の制度について、時々評価が違うことがありますので、今情報を整理していただきました。ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、宮城先生、井田先生、先ほど当方のシステムの不都合で御迷惑をおかけいたしました。本日の御説明ありがとうございました。貴重な情報をいただきまして、今後の検討に使わせていただきます。ありがとうございました。

○日本弁護士連合会 ありがとうございます。

○中川座長 それでは続きまして、岡山大学 佐藤 先生から御説明をお願いし

たいと思います。お待たせをいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤教授 岡山大学の佐藤でございます。本日は、意見を述べる機会を与えていただきまして、大変光栄に存じます。時間も限られておりますので、私のある程度知識等を有するテーマに絞って意見を述べさせていただきます。今後の議論の素材を提供するという趣旨での意見も含まれておりますけれども、少しでも本検討会における景品表示法の検討に貢献できれば幸いでございます。それではレジュメに沿った形で、若干、補足をさせていただきながら進めさせていただきます。

まず、今後の検討の方向性において速やかに検討を進め、年内目途に取りまとめを行うとされた論点について、述べさせていただきます。確約手続につきましては、導入するべきであると考えております。確約の手続きの導入によって、不当表示の多様性に対応した柔軟な措置を行うことによって、実態に即した対応が可能となるからであります。不当表示の特徴といたしまして、不当表示の態様が多様であること、及び不当表示をなし得る対象事業者の数が膨大であり、規模も多様であることを挙げることができます。このような不当表示の多様性に対して、現行景表法の措置体系というのは、限定的であると考えております。すなわち、基本的には2つの措置、すなわち、指導あるいは措置命令・課徴金納付命令によって対応しています。仮に、法令遵守の対応として、優良層、中間層、極悪層、企業の規模として、大企業、中堅企業、中小企業とに分類をするとします。ここで言う優良層、中間層、極悪層という用語につきましては、レジュメにおいては引用しておりませんが、アフィリエイト広告等に関する検討会の際に、本検討会の中川座長が法令遵守の程度に関して用いられた表現です。優良層は、きちんと法令遵守を行う層です。中間層は少し転ぶと極悪層に近くなるし、少し厳しくなると善良層に近づいていくという、ちょっとふらふらしている、大多数を占める層です。極悪層は、どんな規則においても法令違反をする層です。優良層、中間層に属する大企業・中堅企業が、通常の事業活動、例えば、新商品の表示において、不当表示を行った場合と、極悪層に属する中小企業が、悪質な不当表示を繰り返し行った場合に対する措置として、現行法制度においては、双方の場合に、売上高に対して一律の算定率、すなわち、3%を乗じた金額の課徴

金を科すため、優良層・中間層に属する大企業、中堅企業にとっては、新商品の販売という通常の事業活動における表示において、事業活動全体に大きなダメージを受けるという意味で酷である。極悪層に属する企業の悪質な不当な表示については、抑止力とならないという批判が起こりやすいように思います。

このような措置体系の課題を前提とするならば、確約手続は、いわば第3の道として、不当表示の多様性、事例の悪質性の程度に即した形で、事業者の自主的な取り組みによって、迅速的に対応し得るという点から、導入に賛成する次第です。

次に、一般論としては、制度設計の際には、独禁法における確約手続を参照しつつ、景表法違反行為の特徴を踏まえて、違反事業の不当表示の態様に対応した形で、消費者の利益、消費者被害の早期回復の実現を図るとともに、事業者の利用の促進を図ることに留意するべきであると考えております。一般論としては、このように述べるのが可能ですが、先ほど、白石委員から御指摘がありましたように、この確約手続の対象となる表示というものを、どのように考えるのか、また措置命令の対象となる表示をどのように考えるのか。少なくとも、確約手続が想定する典型的な場合というのはどのような場合なのか、ということが検討課題になると考えております。

次に、留意事項について述べます。まず、基本的に、判断のプロセスとしては、不当表示全体として、総合的に評価した上で、確約計画を認定することになると思います。総合的な評価を行った結果、悪質性が低いと判断された場合、一定のレベルで、返金を行うことを含む確約計画を認定することになると思います。その際、総合的な評価を行うにあたり、差し当たり考慮すべき事項を挙げております。まず、事業者の違反歴については、繰り返し行っているかどうか、また、コンプライアンス体制の整備の程度については、コンプライアンス体制自体が不十分な場合もあるかと思いますが、コンプライアンス体制自体は整備しているものの、表示管理体制については対応が不十分な場合もあるかと思いますが、

また、新製品新規参入の際の表示という点も考慮事項として指摘できます。態様、時期、目的等です。景表法は、現在、消費者法として位置付けられておりま

すけれども、本来的に、表示は競争手段の一環の側面があります。競争と関連する側面もありますので、比喩的な表現ですが、勇み足というような状況が生じ得ると考えております。また、一般的には、不当表示の基準は、理解しにくいとも言われておまして、一般に誇張は良いと説明されるが、著しく優良との境界線の判断が難しい、というようなことも指摘されている点です。

次に移らせていただきます。確約手続計画の認定におきましては、確約計画の内容の妥当性の判断について、一般消費者の利益の確保及び再発防止策の有効性の視点が必要であると考えております。一般論としては、このように述べることができますけれども、実際の制度設計になると、かなり細かな、実態に即した議論が必要であると思い、制度設計の議論の際の手掛かりを提供するという趣旨から、意見を述べさせていただきます。

独禁法における確約計画、アマゾン事件を例に取りますと、対応した形で景表法における確約計画を構成いたしますと、①として「違反被疑表示の取りやめ」、②として「違反被疑表示をとりやめる旨等、業務執行の決定機関による決定」、「③消費者への通知」、「④違反被疑表示と同様の行為を行わないこと」、「⑤コンプライアンス体制の整備」、「⑥消費者への返金」、「⑦上記①～⑥の履行状況の報告」となると考えております。

一般消費者の利益の確保、とりわけ消費者の利益、早期回復の実現を図る観点から、重要であると考えております。その観点からは、消費者への返金計画の認定にあたり、いくつか考慮すべき要素があるように思われます。意見書では、返金開始の時期、迅速性、不当表示発見から返金開始までの期間の評価を挙げています。ここで補足説明をいたしますと、この迅速性という意味は、例えば2年間の長期にわたって不当表示を放棄していた場合、また、一旦表示を行ったが、自ら違法のおそれがあると判断して速やかに返金をした場合も想定できます。

また次に、網羅性と表現させていただいておりますが、返金対象者の全購入者に占める割合、これが、実際には重要になるように思います。つまり、購入対象者全員に払えという話なのか、それとも何%以上の購入者に払えという話なのかです。平成26年改正の契機となった偽装メニュー表示の事件を例に説明させていただきます。当時、有機野菜のサラダが問題となりました。実際に百貨店

等で自主的にチェックをしたところ、多くのレストランで有機野菜ではないものを提供していたという事実が明らかになりました。仕入れ担当部門とレストランの運営・表示担当部門との間での情報共有がなされていなかったという構造的な問題があつて、このあと、表示管理体制の重要性が認識され、ガイドラインが示された経緯があります。その際の対応として、返金が検討されたわけですが、クレジットカードで支払いを行った者には返金は可能であります、今のよう電子マネーが普及している状況にはありませんでした。キャッシュで支払った人は、領収書を持ってきてくれと言っても、領収書を保存している者は多くはないという状況で、例えば、私の勤務地である岡山では、ランチを食べた人はみんな申し出てくださいますと言って、申し出た人には全員に返金したという対応もありました。確約制度として、返金対象者の全購入者に対する割合を厳格にすれば、返金制度は機能しにくいように思います。何パーセント以上とするのか、この点をどのような趣旨から決定していくのかは重要な課題であると考えております。

次に、返金手段の相当性、確実性について述べます。これは現金、電子マネー、ポイント制の手段が考えられますが、改正前の平成26年頃と手段の多様性について大きく異なっていると思われますので、こういった多様性のある手段を認めることによって、確実性は高まると考えています。そういう意味では、個人的には、実態と計画によりますが、一定程度の裁量を認め、確約計画を認定してもいいのではないかと考えております。

次に、5)に進ませていただきます。確約手続の制度設計においては、事業者の利用の促進を図るべきことに留意すべきであるということです。重要な視点の一つは、利用者が確約制度を利用するインセンティブをどのように確保するかということです。あくまでも一例に過ぎませんが、これも議論の素材ということで話をさせていただきます。事業者名の公表について、一定の政策的配慮を行うことによって、事業者の利用の促進を図ることも検討してもよいのではないかとということです。現行の運用で言いますと、事業者が景表法違反で認定されることによる最大の懸念事項は、違反認定によって自社名が公表され、ネットニュース等で不当表示の事実が広まり、一般消費者への企業イメージが低下し、

業績が悪化するということです。現行法の運用におきましては、事業者にとって、措置命令を受けるか、指導に留まるかというのは、公表の有無という点で非常に大きな違いがあると考えております。このような現行法における事業者の対応を鑑みるならば、当該被疑表示について、総合的な評価を行い、悪質ではないと判断し、かつ確約計画の内容が妥当である場合には、事業者名を公表しないこととする。あるいは、事業者が事業者名を公表するかしないかの選択を可能にするという制度の創設も考え得るのではないかとということです。

この場合、事業者に二つの対応があり得ます。一つは、一定の確約計画を提出し認められれば、違反は認定されず、措置命令は出されず、事業者は公表されない場合です。もう一方は、措置命令が行われる場合です。実際に、事業者名を非公表としても、やはり公表時期、確約計画の内容につきましては、認定日ごとに確約計画の認定を公表する、あるいは、定期的にまとめて確約計画の認定状況を公表するといった方策も考えられるかと思います。

このような制度設計によって期待される効果として、事業者にとって、事業者名が特定されないような配慮によって、企業イメージの低下による事業への悪影響を回避し得る。迅速かつ確実に、より多くの消費者に対する返金を行うことによって、消費者の信頼をさらに得ることが可能となる。また、自ら違反被疑表示に相当する事案を発見した場合、迅速に対応することによって、事業者名の公表を回避することができる。及び大多数を占める中間層に属する企業に、景表法の遵守を促す効果を期待することができると考えております。

念のために補足させていただきますと、事業者名の公表を前提とした確約手続の導入に反対しているわけではございません。事業者名を公表するとした場合でも確約手続の導入が行政の効率的執行に資する点は非常に大きいと考えております。後ほど、都道府県のところで述べますように、景表法執行に係る人的資源が限られている状況におきましては、効率的執行の観点是非常に重要であると考えております。あくまでも、これは事業者のインセンティブを確保するための制度設計が必要なのではないかという視点から、一例を挙げさせていただいたということです。あくまでも事業者のインセンティブ確保に配慮した確約制度の構築を御検討いただきたいということです。

それでは次に、返金措置の促進に移らせていただきます。上述のように、確約手続に盛り込むとともに、電子マネーでの返金など、迅速性・確実性を確保するうえで有効な手段を用いるべきだと考えます。

次に、違反行為に対する抑止力の強化については、不当表示の多様性に対応する形で、違反行為を繰り返した事業者に対する課徴金の算定、割り増しなどの導入が必要であると考えております。

次に、都道府県との連携について説明をさせていただきます。都道府県の連携につきましては、まず、執行体制の概要について述べさせていただきます。網羅的に調査をしたわけではございませんけれども、中国・四国地方の標準的な体制につきまして、私が知る限りにおいて、概要を述べさせていただくという趣旨です。中四国地方の現状ということで御理解いただければ幸いです。

内容につきましては、意見書にありますように、都道府県における景表法の執行体制は、都道府県の規模によって差はございますけれども、消費安全に関する法律、特商法、景表法、家庭用品品質表示法、食品表示法等を執行するチーム、だいたい4人程度と認識しております。その4人程度で構成されるチームの1人が、景表法を担当する体制を採用しております。景表法担当者は、他の業務と兼任をしていることが通常です。通常業務形態における景表法の業務の割合、エフォートでいうと30%前後、多くて40%だと思います。県によって、景表法の相対的重要性は異なると認識しております。特に農業県、農産物を県外で販売するような場合には、景表法、食品表示法の比重が高まるように思います。さらに、付け加えますと、景表法執行のノウハウをどうやって蓄積するかということについて苦労されておまして、だいたい県庁職員は2、3年で部署が変わるために、たとえば同じチーム内で、特商法担当から景表法担当に横滑りというような形もよく取られているというふうに認識しております。

次に、執行における情報収集の手段としては、通報、外部からの電話、消費生活センターからの情報、職権調査があります。また、相談業務としては、事業者から直接受ける場合、県のお他部局を経由して受ける場合があります。

本検討会で指摘されていた点ですが、執行状況の特徴として、全体的に措置命令数が少ない点を挙げるができます。この情報収集・監視、さらに法の適用、

措置という３段階で見ますと、都道府県行政において、命令という行政手法をあえて積極的に利用しないという一般的な傾向はありますけれども、法適用についての基本的な知識、措置命令事案相当か指導相当事案かについての見極め、措置命令を発出するための必要な事実の理解等の習得については、景品表示法ブロック会議での事例に基づいた実践的な研修、あるいは景品表示法執行ネットシステムの情報を利用することによって、支障がないものと推測されます。

このような状況の下では、措置命令権限の行使については、萎縮することはないものと思われます。一方、不実証広告規制における合理的根拠提出要求権限の行使につきましては、上述のように人的資源が非常に限られていること、資料の合理性の有無の判断における専門性が高いということから、消費者庁との連携、消費者庁からの制度的な支援が必要なのではないかと考えています。また、確約手続が導入された場合にも、都道府県との連携、一定の支援が必要であると考えております。

次に、都道府県における景表法執行の課題としては、情報収集、監視における連携強化を挙げることができます。都道府県が連携の要となつて、適格消費者団体と情報の共有を進める必要があります。

他の行政機関との連携、共同調査は有益です。消費者庁が地域連携についてのベストプラクティスを紹介することを通じて、都道府県における景表法執行に資する情報の量と質を高めることが考えられます。

最後に、口頭で補足させていただきますけれども、都道府県が措置命令を行う典型的な不当表示の例というのは、リアル店舗における不当表示です。リアル店舗における県内、あるいは県外周辺で行われる農産物の表示、地元スーパーの二重価格表示などの県内のリアル店舗における表示におおむね限定されている印象をもっております。隣接の都道府県に関連する場合には、公正取引委員会地方事務所の情報に基づいて、消費者庁が執行しているとおおむね理解しております。

それでは次に、供給要件について移らせていただきます。景表法の法体系の特徴は、表示主体及び措置が限定的である点にあると考えております。そのため、不当表示の多様性に十分に対応できていないことが全体的な課題です。このよ

うな、法体系上の課題の解決のためのアプローチとしては、表示主体と措置のいずれかから多様化を図るかが問題となります。限定されている程度は、措置の方であると考えておりますので、まず、確約手続の導入により、措置の多様化を図る。次に、表示主体について、判例を中心に実務が確立しておりますので、現行法に基づく法解釈の下、自主規制により改善を図り、事案の妥当な解決を図ることが望ましいように思います。それでもうまくいかない場合には、表示主体について、中長期的な課題として検討するのが望ましいのではないかと考えております。

最後に、法制度全体の運用方針と、消費者被害の早期回復の充実の必要性、重要性について説明をさせていただきます。まず、早期発見・早期是正システムの構築と意見書に書かせていただきましたが、景表法の執行に関する法制度の変遷を見ますと、平成26年改正によって、情報提供・監視、調査判断、法適用、さらに措置のプロセスにおける基本的な制度の整備が完了しまして、現在はその制度を前提として、違反行為の多様性に対応した形で、既存の措置の組み合わせによって実効性の確保を図る時期にあると考えられます。

今後の制度設計、運用の方向としては、早期発見・早期是正のシステムを構築していく必要があるように思います。消費者、適格消費者団体、行政機関が、不当表示を監視、発見し、事業者に早期是正を促す。また、事業者が自ら不当表示を発見し、自ら迅速に是正するシステムが有効に機能する必要があると考えております。確約制度に返金制度を盛り込む意義は、どの程度盛り込むかについて議論の余地はありますが、事業者の自主的な取り組みを促進することにより、消費者被害の早期回復の充実を図るという点で、早期発見・早期是正の考え方に適合するものです。確約制度の制度設計に必要な視点として指摘させていただきます。

最後に、情報提供の現状と消費者被害の早期回復の必要性について、述べさせていただきます。景表法執行に関連して、消費者利益の回復充実を通じて、消費者の情報提供のインセンティブの向上を図ることができるのではないかと考えております。つまり、様々な制度は、先ほど申し上げましたように創設されているわけですが、総体として、消費者利益の回復の充実が充分になされてい

ないという現状があるように思います。このことが、消費生活センターに寄せられる表示に関する情報が少ない理由の一つになっているのかもしれないと感じております。これは、消費者法全体の課題と捉えるのが適切なのかもしれませんが、消費者取引の近時の特徴、すなわち著しい簡便性・迅速性、つまり表示にのみ依存し、スマホ1台で取引が成立し、翌日には品物が届くということに慣れている消費者にとっては、景品表示法の執行のスピード感が乏しいように感じられているのかもしれない。つまり、表示に係る情報を提供したとしても、情報提供に係る結果が示されるまでに非常に長い時間がかかっております。つまり、措置命令が1年、課徴金納付命令が2年ということですので、情報提供を行った時点から、不当表示であると認定され、消費者庁から、その表示をやめなさい、と措置命令が出されるまで、1年かかっているということになります。要するに、実態として、消費者から遠い存在の法律になってはしないかという懸念を感じております。

情報提供による効果を実感できて、初めて情報促進が促進される面があると認識しております。したがって、返金を含む確約制度が機能し、多くの消費者が迅速に返金を受けるという経験を通じまして、景表法の重要性、法制度の意義を実感することが期待されます。消費者利益の回復実現は、消費者からの情報提供を促進する機能を有すると考えております。それでは、これで報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○中川座長 佐藤先生、どうもありがとうございました。それでは意見交換に移りたいと思います。御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。いかがでしょうか。川村委員でしょうかね。お願いいたします。

○川村委員 ありがとうございました。先ほど、事業者の名称を開示しないということをおっしゃっていただきましたが、これは実際、返金制度をとる場合には、事業者名を出さないというのはかなり難しいのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○佐藤教授 消費者庁の発表として事業者名を出さないという趣旨でお話をさせていただいた次第でございます。

○川村委員 ありがとうございました。

○中川座長 他はいかがでしょうか。

では、私から2点ほどかな、小さいものを含めると3点ですけれども、御教示いただきたい点を申し上げます。ひとつは5)ですか。公表するなという主旨ではないと先ほど強調されましたけれども、これは確約をした場合に、公表する・しないは、裁量的に決めることができるという制度の導入を御提案されたのかなと理解したのですが、それで正しいかということと、仮にそうした場合、公表されるのだったら確約しないぞという、逆のやりにくさが出てくるのかなという気もいたしました。おっしゃるとおり、公表しないことによって、確約のインセンティブが高まるということについては、同じような主旨の御発言、以前にも事業者側からいただいたように思います。非常に悩ましいところなのですけれども、公表する・しないが、確約をするインセンティブになるのか、逆に、公表されるのだったら確約を求めない、公表しないと約束しない限りは確約しないという、そういうふうな、逆に確約が揉めると言いますか、なかなか迅速にできなくなるという方向にも行くおそれもあるかなと思ひまして、この辺り、独禁法での公表実務ですね、事業者名を出さないことがあるのかということの比較も含めて御協示いただければというのが一つです。

もう一つは、都道府県との連携です。ネット上の表示について都道府県が法執行することができるのかどうか。どこまでが自分たちの所管なのかというのがわかりにくいと思うのですが、それについて御教示いただきたいというのが2点目です。

三番目に、御発表の最後に提案されました、消費者からの情報提供に対して消費者庁による措置命令に1年かかっていると、この迅速性がないと、消費者からの情報提供もインセンティブがないのではないかとということで、非常になるほどと思いました。措置命令を早くするための何か方策というのはなんだろうかということについて、御知見を頂戴できればと思っております。以上3点でございますが、いかがでしょうか。

○佐藤教授 ありがとうございます。公表をめぐって、公表を約束しない限り確約しないということもあるかと思ひます。優良層、中間層の、それなりに消費者の信頼を得ながらやっている企業にとっては、公表を回避できる点はメリット

として捉えられるのではないかと考えております。確約計画に裁量を持たせて、購入価格を上回る額の返金を認めるなど、一定の柔軟性をもって行うことを認めることによって、雨降って地固まると言いますか、消費者の利益、信頼をさらに確保することにもなり得るように思います。実態から見ると、措置命令によって事業者名が公表されるか、指導で収まるかということについては、事業者は大きな関心を有していると公表のほうは、私自身は確約を締結する方向に機能するのではないかと考えております。独禁法の関係では、課徴金減免制度の導入後、一定期間、課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に限って、当該事業者の名称等を公表するという運用をしております。

次に、ネット上の取引につきましては、規模、広告の態様によっては、全国にまたがることになります。最近の事例では、リアル店舗での販売として、岐阜の飛騨牛の事例、岡山の有名な漁港である日生港（ひなせこう）産の魚が、実は外国産の魚であった事例などがあります。都道府県の単独の執行については、リアル店舗での販売、県内販売に、事実上限定されているのではないかと理解しております。

措置命令の早め方については、すぐには具体的な考え方は及びませんが、先ほども申し上げましたが、景表法の執行については、消費者の取引における感覚に比べるとスピード感に乏しく、感覚的に遠いと捉えられている点が課題であると認識しております。事実を確定した上で、措置命令を行うのは当然でありますけれども、措置命令を早める必要性については、私も同様の認識を有しております。

○中川座長 誠にありがとうございました。委員の方から、他いかがでしょうか。増田委員お願いします。

○増田委員 先生、本当にありがとうございます。1点質問と、1点意見でございます。事業者名公表に関しては、一つの方法だということは理解いたしました。確約手続の条件として、いくつかこれから検討されると思うのですが、返金可能性が高かったり、悪質性が低かったり、今後、改善が見込めるであろうとか、色々な条件がある中で、そういう条件を満たす事業者の場合は、消費者から

の基本的な信頼が高いものですから、確約手続で返金されるということがあった場合、公表されるかどうかということは、あまり消費者としては影響がなくて、一時評判は下がるかもしれないのですけれども、回復が見込めると私は思っております。実際、これまでもそうやってきたのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてどうお考えかということ、それからもう一つ、意見としては、最後のところで先生おっしゃられた、景表法の重要性やその意見について広く消費者に理解してもらい、実感してもらいことが重要だということは、まさしくそのとおりでございまして、表示そのものに焦点を当てて、苦情や相談をしてくる相談者というのはあまりおらず、自己の被害回復を望んで相談してきます。そうした場合の消費生活相談員側の受け取り方、聞き取りの問題ということも非常に重要だというふうに思います。そして消費者市民社会の構築、意識の醸成ということにもつながっていくことだというふうにも思います。御指摘ありがとうございます。

○佐藤教授 どうもありがとうございます。まず第1点の点でございすけれども、私も、事業者が、どちらを選択しても良いという制度設計もあり得と考えております。むしろ、消費者から非常に信頼されているメーカーが、新商品については勇み足で良かれと思ってPRしたが、不当表示になってしまったという場合に、逆に、増田委員がおっしゃられたように、一定の条件を充足する場合には、信頼を回復する機会となり得る。逆に言うと、不測の事態である景表法違反の事実に対して誠実に対応することが、企業にとっても、企業の姿勢をPRすることになり得るという事業上の判断もあり得ると思います。その意味では、公表するか否かについて、事業者の選択を認める制度設計は選択肢の一つとして想定しうると思います。

コメントをいただき、ありがとうございます。特に、やはり表示だけのことで通報することは、やはりほとんどない、騙されたので取り返してくれ、私の損害どうしてくれるの、ということで行くわけです。ところが、実際には、1年経ってやっと不当表示と認定してもらえた。2年後になってやっと国に金銭を払えという命令を出してくれた、ということになります。効能・効果を標ぼうする商品の場合、2年の間に、様々な商品を試していて、かなり昔の話として捉えられ

る可能性さえあるように思います。

○中川座長 ありがとうございます。大分時間を超過しておりますが、他、ありましたら。では古川委員、お願いします。

○古川委員 ありがとうございます。私、確約手続のところで少しお伺いしたいのですが、レジュメの2ページの真ん中あたりです。消費者被害の早期回復の実現を図る観点から、返金に関する諸要素をお示しいただきました。私としましても、やはり今の返金措置手続きがあまり使われていないこともあるので、何かしら返金を促す制度とすることに意義があると思っておるのですが、他方で、メーカーが不当表示をしてしまった場合、小売事業者であれば誰に売ったかということ特定できるかもしれないのですが、メーカーの場合は、どうやって特定するのかという問題がある。また、優良誤認表示の場合ですと、例えば痩身効果をうたったけれども実は効果がないみたいなもので、消費者としてはまったく不用品が手に残ってしまうので、全額返せということもあり得る。他方で、全品半額と言って全品半額ではなかったというような有利誤認表示事案では、お客様としては利益自体を確保していて、その人に対して全額返金というようなもの、返金なのかこれは、ということもありますけれども、お金を渡してしまうと、そもそもバランスがちょっと悪くなってしまうというようなこともあると思います。ですので、究極的には、返金をするということ自体は要件ではなくて、事案に応じて、返金の可否や難易も含めて総合的に判断するというようなことも考えられますでしょうか。

○佐藤教授 ありがとうございます。私自身は、返金を必ず義務付ける必要はないと思っております。返金を義務づける場合には、実態においては困難な場合もありますので、経済的利益の回復という視点から、実態に即して、当該表示の性質、当事者の状況等を総合的に判断して行うことが望ましいと考えております。総合的には、実態に即した柔軟性をもった確約計画の内容を想定しています。制度設計としては、返金を要件とする必要はないと考えております。

○古川委員 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。そろそろ時間がなくなってまいりましたので、佐藤先生との質疑応答は以上にさせていただきます。佐藤先生、どうも

ありがとうございました。今後の検討の参考にさせていただきます。

最後に、それでは委員でもございますが、東京大学白石先生からの御説明に移りたいと思います。それではお待たせをいたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○白石教授 ありがとうございます、よろしくお願いいたします。白石でございます。資料3を提出しておりますので、それに基づいて進めたいと思います。

私からも、他のヒアリングの意見提供者と同じですけれども、一部の論点に絞って話をさせていただきます。私は、独占禁止法に言及することが多くなりますけれども、これは独占禁止法と同じにしなければならないという趣旨ではもちろんございません。論点を浮き彫りにするための参考として、独占禁止法に触れることが、私の専門の関係もあり多くなるということでございますので、御理解いただければと思います。

2ページにお進みいただけますでしょうか。確約制度については、すでに前回までも、また今回も、様々な御意見が出ておりますので、私から特に付け加えることはございません。対象になる事件を絞る必要があるということと同時に、先ほどの佐藤先生のお話にもありましたように、何らかのインセンティブをつける必要があるかもしれない。そういったこと、様々なことを考えていく必要があるのだらうと思っております。佐藤先生の時間帯にコメントさせていただこうかなと思いましたが、時間の関係ということもございましたので遠慮いたしました。本当にありがとうございました。

確約制度の関係で、一つ付け加えるとすると、調査開始前に自主申告した場合にはプラスに評価するということは、それはそのとおりだと思うのですけれども、最近の独占禁止法の減免申請の事例を見ていると、調査開始前に減免申請をした事業者に対しても排除措置命令をしている事例が、昔よりもチラホラ見られるように見受けられます。ではどういう場合なのかというと、かなり抽象的なことは言えるのですけれども、細かく具体的なことは言えないし、公正取引委員会からも公表されていないということだと理解をしています。その辺りについては、概括的な基準は示せるだらうと思っておりますけれども、細かな基準までは示すのは難しいと思われます。ある程度のところは、当局の裁量にお任せするよう

にしないと、制度が回らなくなるという点はあるのではないかというふうに思っております。確約制度については以上で、次のページに進みたいと思います。

次の3ページは課徴金の割増算定率という問題提起がありましたので、それについて独占禁止法のことを書かせていただいたのですけれども、これも前回まで、すでに何度か御指摘がありますように、景品表示法の違反者は、独占禁止法の違反者とはちょっと違って、悪質な迂回措置を取りそうな者も多いのではないかという点をどうするかということを考える必要があるのだらうと思っております。そのようなわけで、4ページ、5ページ辺りに書かせていただきましたけれども、前回、少し問題提起がありましたように、違反行為の繰り返しが措置命令違反となるように、措置命令の内容を仕組むということなども考慮する必要があるのではないか。これについて、私なりに考えてみたのですけれども、やはり一つの障害は、現在の景品表示法では、事業者に対しては命令できるけれども、事業者の自然人従業員と言いますか、あるいは代表者と言いますか、そういう自然人に対して命令できない。自然人イコール事業者だったらもちろん問題はないのですけれども、そうではなくて、自然人が法人成りするなどしている場合には、その自然人に対して命令できない、ということが一つのネックになっているように見受けられまして、その辺りを特商法なども参考にしながら解決できるのか、あるいはできないのか、ということが検討対象になるのではないかという感想を持ちました。

6ページに進んでいただけますでしょうか。これも、今回の検討事項として、売上額の推計ということが出ておりましたので、これは独占禁止法に係ることだと思いますので、私から一定の情報提供、あるいは問題提起をさせていただこうと思っております。

独占禁止法、あるいは景品表示法の課徴金については、非裁量性ということが前提であるわけですが、独占禁止法の令和元年改正で、売上額の推計というものが入りました。ただ、これは、裁量的になんでも良いから課徴金額を決めて良いということではなくて、ある程度確実な部分を捕まえて、それを基にして、全体がそれと同じだというふうに推計するというものです。完全な、何でも良いから裁量というわけではないわけです。なぜこういうものが今回導入されたかとい

うと、独占禁止法の課徴金対象期間が、これまでは最大で3年だったのですけれども、改正後は最大で10年ということになり、そうすると、かなり過去に遡った場合に、違反事業者が、書類等を保存していない場合があるということに対応するというのが直接のきっかけであったというふうに理解をしております。

ただ、最終的にできあがった規定を見てみますと、別に大きく過去のものでなければ適用できないというわけでもありませんし、また、課徴金対象期間が長くなければ適用できないというふうにもなっておりません。そのようなわけで、あとは景品表示法で、今現在、課徴金の実務において、どういうことに困っているかということに結局は依存して、それに応じて、具体的に議論するということになると思います。ともあれ、独占禁止法でこういうものが導入されているということは、一つの参考として、景品表示法でも活用できるのではないかと考えております。

次の7ページ、お願いします。7ページには、供給要件のことを書かせていただきました。これもすでに様々御議論があると思いますので短時間にしたいと思います。悪質なアフィリエイターなどに対する問題意識は、よく理解できます。なんとか対応できればと思うのですけれども、真ん中の注記の下に書いたのですが、供給要件というのは、昭和37年に景品表示法が制定されたときからあります。そのときから意識されてこういう要件を入れたということになっており、結局、何を気にしたかということ、マスメディア等の広告媒体は違反にならないということを明確にするという問題意識が当時あって、この要件が入ったということになります。したがって、悪質なアフィリエイターなどの問題は大きな問題なのですが、それに対応しようとする副作用として様々なことがあり得る、ということは念頭に置いて議論する必要があるだろうと思っております。これは中長期的検討課題ということですので、これぐらいにさせていただきます。こうと思います。

次の8ページを映していただけますでしょうか。これが5条3号の告示の制度、例えばおとり広告とか、そういった問題に関するもので、これはすでに前回までに私も発言させていただきました。いくつかの法的な論点が錯綜しているように思うのですけれども、8ページから9ページにかけてまとめましたよう

に、告示だから課徴金対象にならないということは、ちょっと今は置いておくとして、とにかく今、告示で定められているようなものを、どういう形でも良いので、課徴金対象にするべきであるというような意見であれば、それはもちろん一つの貴重な意見だと思いますので、それについて検討するということで考えてみる、ということで、10ページの下半分辺り、このおとり広告のようなものですね、すでに前回までも申しましたように、誤認が生じる商品役務は、実は、そんなものは売り切れですよということで、売らないわけなので、誤認の生じた商品役務は、売上額がゼロということになります。

そうすると、現行の課徴金計算の枠組みでは課徴金を課せない。課せないから課徴金を導入すべきでないというつもりは全くないのですけれども、そういう、ちょっと異質なものについて、どういうふうに課徴金計算の枠組みを仕組むかということは、非常に大きな課題だと思います。新たな課徴金計算の枠組みを作って、それが使いにくいものであったために、かえって措置命令をすることも困難となってしまったということもあり得る。他の分野でちょっとそんな現象を見ているような気もいたします。そういったことですので、性急にこれをあまり求めすぎると、かえって動きにくい法律になってしまうということもあると思いますので、うまい方法が見つかればもちろん前向きに考えるべきだと思いますけれども、その点は申し上げておいたほうが良いかなと思いました。

11ページをお願いいたします。真ん中辺りです。ステルスマーケティングやダークパターン、特に、ステルスマーケティングについては、別の会議体が設けられていることと承知しておりますので、簡単にコメントだけをしておきたいと思います。ステルスマーケティングやダークパターンについては、第1に、と書きましたけれども、こういうカタカナで新しい問題と認識されていますけれども、既存の枠組みで、すでに課徴金対象となる形で景表法違反というふうに言えるものはあり得ると思いますので、そういうものについては積極的に考えて、前例などを作っていくということが一つ考えられると思います。

第2に、と書きましたけれども、これらについて、課徴金のない枠で取り込むということは一つの知恵としてあり得ると考えておりますので、そういうことも含めて考えてみてはどうかと思っています。

13ページにお進みいただけますでしょうか。以下、買取りサービスです。大事なポイントだと思いますのと、若干、議論の整理が必要ではないかと思いますので、私の資料の中では、少し長めに取り上げさせていただきました。これが最後までになります。

まず、現在地確認と書きましたけれども、この議論で、よくこの公正取引委員会時代に作られた運用基準、昭和に作られた運用基準ですが、が話題になるのですけれども、次の14ページの最初辺りをご覧くださいますと、要するにと書きましたけれども、これは法律に規定されていまして、買い取りサービスを規制するには、法律改正が必要、というのが一応の前提になると思います。その点を十分に理解した上で議論する必要があるのではないかと思います。

15ページに移っていただけますでしょうか。そのことを申し上げた上でということなのですが、前回、川村委員から非常に貴重な御提言をいただきました。目からウロコという感じの、とてもありがたいアイデアだったのですけれども、改めて私から、私の理解を前提として、他の皆さんのために紹介しますと、事業者が買取りサービスを売っているというふうに捉えれば、現行の景品表示法でも、売るほうの不当表示は規制しているので、買取りサービスにおける不当表示行為を規制することが可能ではないか、というアイデアをいただきました。

私が先ほど申し上げましたように、運用基準のレベルではなく、法律のレベルで、供給するという要件がついています。それを踏まえた上でのアイデアを提供していただいたと思っています。私、独占禁止法を研究していて、常日頃、よく感じることは、物を売るといふのと、物を買うといふのは、相対的でありまして、15ページに「例えば」と書きましたように、『8千円で買い取る』という行為は、『本来は1万円のものを8千円で買い取ることで、買取りサービスを2千円で売っている』というふうにも表現できるわけです。ですので、売りだけに適用されるルールとか、買いだけに適用されるルールというのを作っても、裏からおかしなことになるということはいくらでもあるわけです。そういったことも含めまして、貴重なアイデアをいただいたと思います。ただ、それを申し上げた上で検討すると、しかし、それはそれとして（論理的には売りと買いは区別できないとしても）、世の中には、売りと買いがあるというふうに認

識され、法令上の文言も「供給する」の他に「供給を受ける」というものが確固として確立し、あちこちの法令にあるわけです。独占禁止法にもあります。

そういった中で、買い取りサービスを売る、という論理構成で、供給するという条文しかない法律で、どんどん買い取りサービスを規制するということは、簡単ではないかもしれない、論理的にはわかるのだけれども、簡単ではないかもしれないという印象を持っています。

簡単ではないということばかり言っていると後ろ向きになりますので、まず、前向きに、御提言をそのまま活かせるような事案というのはどんなものかということを考えてみました。16ページになります。例えば、物の溢れかえったうんぬんというふうに例を書きましたけれども、これはつまり、ある品物1個を買い取ってもらうということではなくて、たくさんの様々雑多なものをまとめて持って帰ってもらうという断捨離サービスと言いますか、こんまりサービスと言いますか、そういうものを念頭に置いた場合には、そういう業者が、買い取りサービスを売っている、というふうに論理構成しやすいのではないか、というふうに感じました。この場合に、例として書いてありますけれども、様々な物品の本来の対価が10万円で、渡す金銭が8万円であれば、買い取りサービスを2万円で売ったというふうに論理構成をする。そういう形で、現行法で、そういう買い取りサービスによる不当表示行為を規制するということは、可能ではないかと考えました。

ただ、その下に注記をしたのですけれども、そういう論理構成で、現行法違反であるということは可能なのですけれども、課徴金を課すときには、ちょっと簡単ではないかもしれないと思いました。今、机の上の例として、8万円とか2万円とか10万円とか言ったのですけれども、課徴金を現行法で課す場合には、2万円の部分を売上額として課徴金を課すことになりますけれども、今、机の上で簡単に2万円と言いましたけれども、実際の事件で2万円というふうに認定することはたぶん相当難しいだろうと思われるわけです。そういう意味では、現行法でも難しいところがあるだろうと思います。

注記は以上で、その下の部分の本文に進むのですけれども、そういった形で、買い取りサービスを売る、というアイデアを使える場合もあると思いますけれど

も、中には、やはりパソコン1台とか車1台とかいうように、1個だけ売ることがあるわけで、先ほど申しましたように、そのような場合にも「買取りサービスを売る」という構成をすることは、論理的には可能だとしても、実際問題としてこれも供給することの一態様だというふうにして規制するというのは簡単ではないのではないか、というふうな印象を持っております。

次の17ページにお進みいただけますでしょうか。なので、そういったものでカバーするということになると、供給するだけではなくて、供給を受けるというものも景品表示法に入れるということを考える、ということになると思うのですが、それでも、そこで、やはり大きな問題は、そのページの下半分に書きましたけれども、一般消費者が売るものの中で、一番あちこちにあるのは労働だと思われれます。これをどうするかということを考えておく必要があるだろうと思います。

次の18ページにお進みいただけますでしょうか。広い意味での消費者法で、この問題についてどう対応しているかというのを、すみません、ごく断片的に調べただけなのですが、消費者契約法でどうなっているかということで、「消費者契約法 労働」という言葉で検索してみましたらこれが出てきて、消費者契約法には、労働契約を適用除外とする規定があるということでございます。

それに対して、独占禁止法でどうしているかというと、最近、独占禁止法で、人材に対する優越的地位濫用というようなことを議論したりして、でも、人材に対する優越的地位濫用なんていうことを言うと、労働基準法でやっているような話を、全部公正取引委員会が引き受けてしまうことになるのではないかなという問題にもなり、そのこのところの落としどころとして、今映していただいている18ページの注記のように、フリーランスガイドラインというもので、労働基準法等で取り上げるものは独占禁止法の問題としない、ということにすることで、法律の条文ではなく、いわゆる法執行方針として、そういうふうにするという形で、それ以外なら独占禁止法でも取り上げるということになっているというふうに理解をしております。18ページの下、最後の5行ぐらいを映していただけますでしょうか。結局、これ、2つのやり方が、少なくとも私が少し調

べた範囲であるわけですが、民事裁判を中心とする法律では、こういうパターンの訴訟は起こさないでくれというふうに、民事の原告に頼むことは難しいので、何らかの明確な規定を置く必要があるのかもしれませんが。分かりませんが、それに対して、行政による法執行を中心とする法律では、行政による、先ほど申しましたような法執行方針で絞る、仕分けをするということが、ある程度可能だと思いますので、そうであるとすれば行政による法執行を中心とする法律ではなるべく一般性を保持したほうが良いのではないかと。現に労働の問題でも、かなり昔でしたら、労働者は事業者にあたらないという形で整理できたのですが、最近は、もう事業者が労働組合を作ることが普通になってきて、そういう、ある者が労働者か事業者かのいずれかだけに該当するというゼロかイチかという形での問題解決は、難しくなっているように理解しております。そういったことで、私はどちらかというと、18ページでは②としましたが、行政による法執行方針で対応するほうが良いのではないかと考えています。

最後の19ページは、簡単ですので一言だけ申し上げたいと思います。供給を受ける場合に関して、課徴金をかけるとなると、悪質な違反行為ほど課徴金が安くなってしまう、ということにある意味になってしまうのですが、これは、独占禁止法では割り切りで、それで仕方がないというふうに条文が作られているということを御紹介しております。以上でございます。ありがとうございます。

○中川座長 どうもありがとうございました。それでは意見交換に移りたいと思います。御発言を希望される方は挙手機能にてお知らせください。大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋です、ありがとうございました。1点、これは白石先生に、と言うよりは、白石先生の御検討を踏まえて、むしろ消費者団体関係の方に、ということになるのかもしれないと思ってお伺いするのですが、買取りサービスを提供している、という組み立ては、やはりちょっと技巧的にすぎて難しいだろうというのは私も同意するところです。やはりここは、問題があるようならば、きちんと法改正なりをして、正面から組み込んだほうが良いというふうに個

人的には思うところであります。それを前提としてということなのですが、おっしゃったとおり、供給を受けるにしたときに、今供給しているほうは、自己の供給する商品、または役務ですから、この役務のところの問題になってくるのではないかという主旨だったと思うのですけれども、今、通常の買取りサービスであれば、これは買い取っているのはやはり商品であるので、物であるので、買取り側については、自己は供給を受ける商品だけでも良いのではないかなというのはちょっと思ったところなのですね。

つまり、これでまた何か出てきたら広げなきゃいけないということは起こるかもしれませんけれども、現在問題になっているような買取りサービスの例で言うならば、物の買取りで済むし、現行法で包含しようとするとかかっちゃうのはそうなのですけれども、新規に作るのであれば、別にそこは限定的に対応しても良いのではないかということをやっと素人なりに思ったということでございます。以上です。

○中川座長 これはどなたへの質問にしましょうか。

○大屋委員 とりあえず言っぱなしで、あとは先生方から補足なりがあればお聞かせいただければと思います。お前は甘くて、実はこういう事例があるとかいうふうに御指摘いただければ、それはそれでありがたいかと思います。

○白石委員 大屋先生ありがとうございます。私なりに御質問を整理させていただくと、大屋先生の御質問は、消費者団体等でこういう問題を色々御覧になっていて、物の買取りだけが出てくるのか、あるいは物以外の買取りも同じように問題となっているのかという御質問だと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○大屋委員 そういう趣旨です、ありがとうございます。

○中川座長 増田委員、お願いします。

○増田委員 ありがとうございます。現状の買取りサービスにおいては、ほとんどというか、全部、物の買取りです。実際には、広告表示のところでは、特定の物を指定して表示しているわけではなくて、様々なものについて、高く買取りますよ、というようなことになりますので、その部分について言えば、供給サービスというか、サービスというところでも考えることもできるのかなと思いつつ、

ただ実際に、消費生活相談において被害回復をするときに、元の値段はいくらだったのか、いくらと評価することが妥当なのか、というところが非常に難しい状況がありますので、やはり算定の部分にも関係してくるのかなというふうに思います。それともう1点、思いつきですけれども、たとえばシェアリングエコノミーの中で、サービスを提供するようなことがありますけれども、今後、その辺については問題となる可能性があるのかなと思いつながらお話を伺っていました。以上です。

○中川座長 続いて川村委員、お願いします。

○川村委員 ありがとうございます。ちょっと私、まだ、考えが私と違うのかなと思うのは、例えば、先生が例に出された、家の中にある貴金属である、あるいはパソコンを業者に売る。あるいは、よくあるのは古本、ブックオフなんかの古本の場合だと思うのですが、それぞれの本とかパソコンとかいうのが商品ではなくて、私が言いたいのは商品ではなくて、これはあくまでも消費者から事業者に渡るものであって、それについての表示と言ってしまうと、逆に消費者が表示している場合もあって、その面から行くと、供給を受けるというような技巧的な問題になるのですが、そうではなくて、買い取りますよというサービス。例えば、なにか修理しますよというサービスであるとか、いろんな役務ですね。役務提供として、私は消費者からこういう本を買い取りますよというサービスを消費者に提供するわけであって、それについての、例えば買取りの条件とか、これぐらい高額で買いますよとか、そういう表示について色々不当があるとか、特商法であれば訪問購入の場合になるわけですが、そういうあまり商品、パソコンであるとか、貴金属のほうの商品の供給とかいう問題ではなくて、あくまでも役務の提供というサービスは、やはり切り分けられるのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○中川座長 白石委員、いかがでしょうか。

○白石委員 ありがとうございます。役務提供。そうですね。なんらかの良いことを消費者に提供して、その事業者はお金を稼ごうとしているわけだと思いますので、そういうおっしゃるような点はあるのだろうと思います。なので、そういう形で、事業者が、消費者に対してなにかを提供して、それについて不当表

示をし、儲けているというような形に構成できるのであれば、現行法でも良いのだと思うのですけれども、そうでない問題もあるのではないかと、もしなければそれが一番良いのですけれども。ということで申し上げました。ですので、川村先生のおっしゃることはよくわかります。また、前回も本当にありがとうございました。

それで、先ほどの大屋先生の御質問の関係で、実際問題として、消費者問題の相談等で、物以外の買取りの事例が今のところないのなら良いのですけれども、机の上で気付く範囲では、例えば、ソフトウェアのライセンスを、あなたがちょっと余分に購入しているものを買い取ってあげましょうとか、あるいは私、全然実態がわかりませんが、NFT のなんとかとか、そういったものを今後、一般消費者から事業者が買い取るうんぬんという問題が出てきたときにどうなのかということは感じました。多分、大屋先生の問題意識は、役務を外すことで、さっき私が申し上げた労働の問題が出てこないようにするという御趣旨なのではないかと思ったのですけれども、そのような御趣旨であるとすればその御指摘を理解した上でさらに申し上げるということなのですが、ちょっと今のような、ソフトウェアのライセンスや NFT などを買取るという役務の買取りの問題も出てくることはあり得るのではと思いました。私、ちょっと独占禁止法をやっていて、商品と役務の区別というものについてかなり懐疑的で、区別は無理なのではないかと思っているところもあり、そういう例を考えてみましたけれども、もちろん何か良い解決があればとても良いと思いますので、ありがとうございました。

○中川座長　ありがとうございます。他いかがでしょうか。大屋委員ですかね、お願いいたします。

○大屋委員　1点だけ補足です。おっしゃるように、商品と役務を厳密に区別ところが最後難しくなってくるかもしれないというのはそのとおりだと思いますし、あと、増田委員が御指摘いただいたように、例えば、今だと、ギグワークの類が問題になってくるケースはあるだろうと思うのですけれども、そちらについてはやはり、雇用か請負かの中間線みたいなところの話になってくるには、どちらかというと労働法制のほうで話をしたほうが良いのではないかと。そこに、

消費者庁が景品表示法で出張ることのハレーションは結構大きいのではないかなというふうに思います、というのが個人的な印象です、ということだけ付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

この点は解決を年内につけたいところだと思いますので、今日は問題提起という形で、引き続き検討しなきゃいけないと思いますが、いかがでしょうかね。

○白石委員 時間つなぎで一言よろしいですか。

○中川座長 はい、どうぞ。

○白石委員 ありがとうございます。先ほど、大屋先生がおっしゃったことに私なりに補足させていただくと、独占禁止法と景品表示法の違いは、独占禁止法は相手方が事業者であっても守るということになっているのですけれども、景品表示法は相手方が消費者のときだけ守るということになっているので、独占禁止法の場合には、ギグワーカーとかフリーランスとかという人も守る方向で話をするのですけれども、景品表示法の場合は、守られるほうの相手方が、事業者になったらその瞬間に関係ないということになるので、そのところが議論の違いで、そういう形で出てくるだろうというふうに思いました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。川村委員、いかがですかね。白石委員の御指摘。触感的には、川村委員の構成が良いかなと思っていたのですけれども、とは言えそう突っ走って良いのかな、というところはずっと不安ではあったというところで、今日色々御指摘をいただいたわけですが、それでも。

○川村委員 運用指針で、前から出ているところは、白石先生がおっしゃっていたように、当時の取引の常識を踏まえて古本屋は違うと言っているだけで、今みたいな状況を考えていないと思います。そうすると、ちょっと話が飛んでしまうかも知れませんが、独禁法の中でも、例えば無償で、最近、個人情報を消費者に渡すような場合でも、優越的地位の濫用があたるというような、それが取引に当たるのだというような感覚があったりとか、あるいは、東京の染谷弁護士なんかも、公正取引で、無償取引も景品表示法に当たるのだ、というようなことを書かれていたり、あの辺りが、ちょっと私も全然整理できていませんけれども、

あの辺りは参考になるのではないかなという、思いつきで申し訳ないですけども、というところになります。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。白石委員には他にも色々御発言いただいたのですが、大丈夫でしょうか。

それでしたら、そろそろ終了時刻が迫ってまいりましたので、白石委員の御説明及びそれについての質疑応答は以上とさせていただきます。誠にありがとうございました。

この辺りで、本日のヒアリングを終了ということになります。本日は、第4回景表法検討会で示された検討の方向性に関し、貴重な御意見をお伺いすることができました。また、それについて各委員のお考えをお伺いすることもできました。日本弁護士連合会様、岡山大学佐藤先生、東京大学白石先生、本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。

これでヒアリングが終了ということになって、いよいよ次回から、検討項目についての詰めの検討が始まるということになります。

とりまとめではありませんけれども、私の感想めいたことを申し上げさせていただきますと、まず、まさに今、議論のあった買取りサービスですね。これについて、結論はおそらく、どうも異論はないのだけれども、法的な構成として、どちらが今後、安定的に運用できそうかという点で、かなり技術的ではありますが、検討が必要であるということがわかりました。

それから、確約につきましても、これに反対という声はなかった、というふうには理解しております。その対象について、明示すべきか、それともすべきでないのか、それから特に公表ですね。公表について、どのような工夫あるいは心配をしておくべきかという辺り、これから詰めていくことになろうかと思います。

それから、課徴金に関しての返金ですね。返金計画の実施例があまりないというところもこれは繰り返し指摘がございました。これは、なぜかというのはなかなか難しいようではありますが、そもそも返金に馴染まないビジネスモデルもあるので、なかなかそう簡単に返金ができるわけではないということもあわせ考えて、これについて、何か法改正が必要なのかどうかということについて、引き続き検討をしてまいりたいと思います。

それから、ヒアリング項目に入っていたかどうか、私、今、にわかに思い出せないのですが、本日の御発表も含めて、措置命令についてもっと色々工夫できるのではないかという点も色々御指摘があったように思います。これは、法改正というよりはむしろ解釈ですかね。こんなこともギリギリできるのではないか、というようなことを確認すると良いのではないかという御指摘が複数あったように思います。

その他、今日は出てきませんでしたけれども、中長期的な検討課題のうち、刑事罰の活用として、直罰規定を導入してはどうかという御意見が今まで出てまいりました。

それから、適格消費者団体に関しましては、不実証広告規制に関連して、差止訴訟で立証責任の転換をするのか、それとも本日、日弁連様からありましたように、代替的な措置として、適格消費者団体が事業者に対して根拠の開示を要請できるということにしてはどうか、ということの御提案もございました。

この直罰規定と、それから、代替的措置としての事業者への根拠開示要請ですね、これは中長期的課題であったかもしれませんが、場合によっては本年中にできるかな、という感じもしております。ですので、他法令も参照にしつつ、検討はできそうだとすることであれば、次回以降、これを年内に結論づけるという課題にしてもいいかなというふうに考えております。

以上、私の感想でございますが、今後の検討用の資料を作るのに参考にしていただければと思います。

さて、次回の検討会ですが、第5回景表法の検討会でお示した工程表のとおり、これまでの議論の整理を行ってまいりたいと思います。詳細が固まりましたら、委員の皆様に御案内いたします。最後に、日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次回、第8回検討会でございますけれども、11月9日水曜日10時から開催予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 本日はお忙しいところ、第7回検討会に御出席いただきましてありがとうございます。それでは本日の検討会はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。 (了)